

福岡県公報

令和5年1月31日
第 369 号

目 次

告 示 (第62号 - 第65号)

- 情報通信の技術を利用して行う知事の所管する行政手続等 (情報政策課) 1
 - 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の全部の解除 (環境保全課) 2
 - 保安林の指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 2
 - 保安林の指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 3
- ### 公 告
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 3
 - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 4
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 4
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 4
 - 福岡県都市計画審議会の開催 (都市計画課) 4
 - 第一種市街地再開発事業の事業計画の変更の認可 (都市計画課) 5
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 5
 - 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) 5
 - 一般競争入札の実施 (県民情報広報課) 7
 - 令和4年度福岡県文化賞被表彰者 (文化振興課) 9
 - 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (県民情報広報課) 9

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)10

告 示

福岡県告示第62号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則 (平成16年福岡県規則第25号) 第3条の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続を公示する。

令和5年1月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要する申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例 (平成2年福岡県条例第27号)	第4条	令和5年2月1日	生活福祉資金貸付等補助金交付の申請
福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例 (平成2年福岡県条例第27号)	第6条	令和5年2月1日	生活福祉資金貸付等補助金の実績報告
福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則 (平成2年福岡県規則第41号)	第6条	令和5年2月1日	生活福祉資金貸付等補助金の概算払請求
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号)	第19条第5項	令和5年2月1日	飼養登録期間更新申請
遊漁船業の適正化に関する法律 (昭和63年法律第99号)	第7条第1項	令和5年2月1日	遊漁船業者の変更の届出
遊漁船業の適正化に関する法律 (昭和63年法律第99号)	第9条第1項	令和5年2月1日	遊漁船業者の廃業等の届出
福岡県補助金等交付規則 (昭和33年福岡県規則第5号)	第3条第1項	令和5年2月1日	福岡県児童養護施設等体制強化事業補助金交付の申請

- 2 情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要しない申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
浄化槽法（昭和58年法律第43号）	第11条の2第2項	令和5年2月1日	浄化槽使用再開の届出
浄化槽法（昭和58年法律第43号）	第11条の3	令和5年2月1日	浄化槽使用廃止の届出
福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年福岡県条例第31号）	第8条	令和5年2月1日	浄化槽保守点検業廃業等の届出
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	第8条の2第5項	令和5年2月1日	一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	第9条の3第11項、第9条第3項	令和5年2月1日	市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の軽微な変更等届出
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	第15条の2の6第3項、第9条第4項	令和5年2月1日	産業廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	第15条の19第1項	令和5年2月1日	土地の形質の変更の届出
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	第15条の19第2項	令和5年2月1日	既に土地の形質の変更に着手している者の届出
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	第15条の19第3項	令和5年2月1日	非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者の届出
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）	第8条の38の11	令和5年2月1日	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定に係る報告
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	第15条の2第5項	令和5年2月1日	産業廃棄物処理施設の使用前の検査の申請
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	第15条の2の6第2項、第15条の2第5項	令和5年2月1日	産業廃棄物処理施設の変更に係る使用前の検査の申請
福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）	第10条第2項	令和5年2月1日	説明会開催の周知の報告
福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）	第11条	令和5年2月1日	説明会の実施状況の報告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）	第18条第1項	令和5年2月1日	産業廃棄物処理施設設置計画の廃止の届出
採石法（昭和25年法律第291号）	第32条の8	令和5年2月1日	採石業廃止届出
採石法（昭和25年法律第291号）	第33条の5第4項	令和5年2月1日	氏名等変更届出
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第13条	令和5年2月1日	福岡県国民健康保険未就学児均等割保険料負担金の実績報告
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第13条	令和5年2月1日	福岡県児童養護施設等体制強化事業補助金の実績報告
福岡県立公文書館条例（平成24年福岡県条例第3号）	第4条第1項	令和5年2月1日	特定歴史公文書の利用請求
福岡県立公文書館条例施行規則（平成24年福岡県規則第45号）	第19条	令和5年2月1日	特定歴史公文書の簡易閲覧申込

福岡県告示第63号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により指定した要措置区域について、汚染の除去等の措置により指定の事由がなくなったため、同条第4項の規定により、当該要措置区域の全部について次のとおり指定を解除する。

令和5年1月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定を解除する要措置区域
大野城市二丁目896番8の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 指定を解除する要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置
規則別表第6の1の項の下欄に規定する汚染の除去等の措置（同表第2の項の下欄に規定する土壤汚染の除去）

福岡県告示第64号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和5年1月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
築上郡上毛町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第65号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和5年1月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
田川郡香春町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び香春町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年1月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日
令和4年12月28日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 イオンモール福津
 - (2) 所在地 福津市日蔭野六丁目16番地1外
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオン九州株式会社 代表取締役 柴田 祐司 福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番 11 号 外 107 者	イオン九州株式会社 代表取締役 柴田 祐司 福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番 11 号 外 100 者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年1月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名 称 （仮称）ドラッグコスモス行橋中津熊店
 - 所在地 行橋市大字中津熊字岩田295-3、317-3
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
本件申請に関して、特段の支障はなく、特記する意見はありません。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年1月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字久原字薬丸3657番1及び3657番4
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
田川市大字弓削田3286番地6
加治 健男・加治 章代

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年1月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩馬場字森園669番2
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市早良区賀茂二丁目24番35-707号
鈴木 江梨香

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき開催される第241回福岡県都市計画審議会が次のように公開されるので、公告する。

令和5年1月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 日時
令和5年2月8日 14時
- 会場
福岡市博多区吉塚本町9-15
福岡県中小企業振興センター 2階 大ホール
- 予定議案
 - 筑後中央広域都市計画道路の変更について
 - 北野大刀洗都市計画道路の変更について
 - 遠賀広域都市計画道路の変更について
 - 稲築都市計画ごみ焼却場の変更について
 - 筑豊広域都市計画ごみ処理場の変更について
- 審議会の公開

本審議会の傍聴を希望する者は、審議会当日、会場にて開会の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、傍聴券に限りがあるため、申込多数の場合は抽選となることがある。

公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定に基づき、第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次のように公告する。

令和5年1月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 組合の名称
J R 久留米駅前第二街区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成30年11月から令和9年6月まで
- 3 施行地区
久留米市城南町の一部
- 4 事務所の所在地
久留米市中央町37番20号
- 5 設立認可の年月日
平成30年11月21日
- 6 変更認可の年月日
令和4年12月27日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年1月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市志摩芥屋字浜626番8及び626番9

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市南区横手一丁目5-30-302
永田 裕美

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和5年1月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
令和5年度新聞定期広告「福岡県からのお知らせ」
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
 - エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者
 - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
 - オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴

収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

キ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

タ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）

ツ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和5年2月22日（水曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年1月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

令和5年度新聞定期広告「福岡県からのお知らせ」

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約の期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年4月福岡県告示第371号）」を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格申請書に必要事項を記入の上、令和5年2月22日（水曜日）までに次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和5年3月15日（水曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	06	広告宣伝	AA

(2) 過去2年間に同種、同程度の業務実績を有する者

(3) (2)の同種、同程度とは次のとおりとする。

ア 同種の基準は、新聞（一般紙）広告とする。

イ 同程度の基準は、全5段以上の新聞広告を1回以上とする。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3102（ダイヤルイン）

ファクス 092-632-5331

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

この公告の日から令和5年3月14日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付するほか、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書及び過去の業務実績を証明する書類等の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和5年3月14日（火曜日）午後5時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁総務部会議室（地下1階）

(2) 日時

令和5年3月15日（水曜日） 午前10時00分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場

で、その他の場合は別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（消費税及び地方消費税含む。）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合（同種・同規模の契約とは、「広告宣伝」業務に係る契約で、契約金額が見積金額の2割に相当する額以上のものをいう。）

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税含む。）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合（同種・同規模の契約とは、「広告宣伝」業務に係る契約で、契約金額が見積金額の2割に相当する額以上のものをいう。）

13 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字があって、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（W T O）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature of the service required : Handing of Fukuoka Prefectural Government's newspaper advertising in the Asahi Shimbun, the Mainichi Shimbun, the Yomiuri Shimbun, the Nishinippon Shimbun (6 times in a year; April, June, August, October, December, February) .
- (2) Time Limit of Tender : 5 : 00 P. M. on March 14, 2023.
- (3) Contact Point for the Notice : Public Affairs Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office, 7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812 - 8577, Japan.
TEL 092 - 643 - 3102

公告

福岡県文化賞表彰規程（平成5年8月福岡県告示第1254号の2）第4条の規定に基づき、令和4年度福岡県文化賞被表彰者を次のとおり決定したので、同告示第5条第2項の規定により公表する。

令和5年1月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

部 門	被 表 彰 者
創造部門	湯浅 政明
社会部門	公益財団法人福岡文化財団
奨励部門	中村 弘峰

公告

知事が保有する公文書の開示決定等に係る審査基準案について、次のとおり意見を募集します。

令和5年1月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和5年1月31日から令和5年3月1日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部県民情報広報課（県庁1階）に備え置きます。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年1月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市吉松二丁目247番1及び247番5から247番19まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区東比恵一丁目5番5号

九州八重洲株式会社

代表取締役 中島 久雄